

例二 退職後一括徴収になる時

令和 5 年度 給与支払報告書 にかける給与所得者異動届出書
特別徴収

※処理事項	現年度	新年度	両年度

相馬市長殿 令和4年12月10日提出	所在地	〒976-8601 相馬市中村字北町63-3				指定番号	111111		
	フリガナ	ソウマブツサン				宛名番号	111111		
	氏名又は名称	相馬物産(株)				連担当先者 所属	税務課		
	個人番号又は法人番号	1111111111	111111	11111	1111	氏名	相馬		
		一人個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載				電話	0244-55-5555		
						内線	2222		
給与所得者	フリガナ	ソウマタロウ		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法
	氏名	相馬 太郎		120,000	6 月から 11 月まで	12 月から 5 月まで	R5 年 3 月 12 日	退職・長 期 解 雇 の 事 由 ・ 理 由	2 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)
	生年月日	T S H 5 年 5 月 5 日							
	個人番号	1111111111111111							
	受給者番号	111111111							
	1月1日現在の住所	福島県相馬市中村字北町63-3 相馬市役所1階 税務課							
異動後の住所	〒999-9999 ☎ 050-0000-0000 福島県相馬市中村字北町63-3 相馬市役所3階 総務課								

1. 特別徴収継続の場合

新しい勤務先 (特別徴収義務者)	指定番号	新規	法人番号	一括徴収税額 (最後の給与等の支払いの際、徴収した残りの税額) を納入する予定日等を必ず記入してください。	先へは、月割額 _____ 円を 分(翌月10日納入期限分)から 入するよう連絡済みです。
	所在地	〒	担当者連絡先		
	フリガナ				
	氏名又は名称				

番号 _____ 1. 必要 2. 不要

2. 一括徴収の場合

理由	1	1. 異動が令和 4 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月	12 月 31 日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	60,000 円	左記の一括徴収した税額は、 12 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。

3. 普通徴収の場合

理由		1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため	適用欄	